

# 議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

市民相談情報課 情報公開担当

## 議案名

議案第72号 桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例案

## 趣旨・目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律が改正され桐生市にも適用されることに伴い、桐生市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

## 概要

個人情報の保護に関する法律が令和3年5月12日に改正され、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正後保護法」という。)による全国的な共通ルールが地方公共団体に適用されることとなります。同日以後、桐生市の個人情報保護制度は、改正後保護法によることとなるため、現行条例を廃止し、法律から委任された事項等を規定する法律施行条例を新たに制定します。

項目	内容
1 開示請求できる人 (法律)	本人、法定代理人、 <u>代理人(本人の任意代理人)【拡大】</u>
2 開示請求から決定までの日数 (法律)	現行 15日 → <u>30日(国と同じ)【延長】</u>
3 開示手数料 (条例第5条)	手数料： <u>無料</u> 現行条例と変わりません。
4 個人情報の保護に関する運用 (法律・条例)	桐生市及び <u>個人情報保護委員会(全国統一の所管)</u>

改正後保護法においては、法の対象となる実施機関から市議会は除かれます。

(施行期日：令和5年4月1日)

## 背景・経過

令和3年5月12日にデジタル改革関連法が成立、この中で、個人情報の保護に関する規定が整備され、地方公共団体、民間、国の機関等それぞれの規律が、改正後保護法に統一されました。

改正後保護法は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めたものであり、法律の規定に反しない範囲で、条例で必要な規定を定めることができるとされています。

以上のことを背景に、本市では令和5年度からの運用に向けた準備を進めてきており、今回の条例案提出に至るものです。